

不要不急の外出制限の新年を迎えて 新型コロナ禍の終息を願います

寒中お見舞いを申し上げます。昨年の正月以来、新型コロナウイルス感染症のパンデミック（世界的な大流行）が収まる様子もなく、新年早々に2度目の緊急事態宣言が発令されました。不要不急の外出を避け、ウイルスを「もらわない・うつさない」生活が求められています。外出自粛の中、家庭内でもストレスや経済的問題など懸念されます。1日も早い新型コロナ禍の終息を願います。

波岡西地区 民児協 会長 高橋 勝

社会福祉協議会の紹介と民生委員の連携

社会福祉協議会と民生委員 地域福祉推進のパートナー 守秘義務あります

民生委員・児童委員および民児協は、地域のさまざまな関係者や関係団体と連携しながら、地域福祉の推進に寄与することが期待されています。なかでも、社会福祉協議会（略称で、社協）は、社会福祉法の規定に基づき全国の市町村等に設置され、その地域ネットワークを生かして活動している団体で、民生委員・児童委員と車の両輪となって、地域の福祉向上に取り組んでいます。

木更津市社会福祉協議会の主な事業の紹介 まず電話で相談ください！

木更津市社協は、地域住民会員・福祉活動への賛同会員・企業等の法人会員で構成される民間の福祉団体（非営利組織）で、木更津市からの業務委託も受けています。生活に関わる主な事業を紹介します。



- ・相談事業
(心配ごと相談、法律相談、結婚相談)



- ・ファミリー
サポートセン
ター(子育ての
助け合い)



- ・介護保険
事業(居宅介
護支援サービ
ス)



- ・生活支援
事業(生活福
祉資金貸付
など)



- ・成年後見
支援センタ
ー(後見相談、
手続き支援)

- ・他の生活関連事業：
・ボランティアセンター
(登録と派遣)
・車いすの貸出し

木更津市社会福祉協議会の連絡先

緊急事態宣言中は、電話連絡でお願いします。

木更津市潮見2-9（市民総合福祉会館1階）電話 0438-25-2089(地域福祉係)

波岡西地区 社会福祉協議会の活動

木更津市には、現在15の地区社会福祉協議会（略称で、地区社協）があります。波岡西地区（畠沢中学校学区）の地区社協は、畠沢公民館を拠点として、この地区的住民が相互協力して、地域の社会福祉の増進を目指して活動しています。地区社協の主な構成員は、自治会・町内会・区会などの住民で、自治会等の長（市政協力員）・民生委員・主任児童委員・保護司・青少年相談員・交通安全協会員・防犯委員・ボランティア・学校PTA・市議などの評議員で運営されています。主な活動は、(1)米寿のお祝い、(2)敬老のつどい開催、(3)地域福祉フォーラム開催、(4)地域福祉活動助成、(5)小中学校の体験学習ボランティアなどを実施しています。

新型コロナウイルス緊急事態宣言 再発令 外出・移動どう自粛？

年末年始の新型コロナウイルス感染拡大を受け、政府は1月7日、東京・神奈川・埼玉・千葉の1都3県に緊急事態宣言を発令（1月8日～2月7日）し、さらに13日に大阪・京都・兵庫・愛知・岐阜・福岡・栃木の7府県に追加発令しました。前回の昨年4月（4月7日～5月25日）と比べて制限される範囲は異なるが、私たちはこの発令をどう受け止め、対処すればいいか、内閣官房のホームページ（更新日：1月8日）の『国民の皆さんに伝えたいことのポイント』を紹介します。

国民の皆さんに伝えたいポイント（出處：政府 内閣官房ホームページ）

【今回の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の目的】

- 新規感染報告が過去最多を記録し続け、医療体制がひっ迫している現状に歯止めをかけ、減少傾向に転じさせることが目的です。

【緊急事態宣言でお願いする対策の考え方】

- 今回の緊急事態宣言は、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクの高い場面に絞って、効果的・重点的な対策を徹底します。具体的には、飲食を伴うものを中心として対策を講じます。そのため、飲食につながる人の流れを制限する、飲食店に対する営業時間短縮要請を行うと共に、夜間の外出自粛の要請、テレワークの推進などを行います。

【緊急事態宣言の期間中、以下の取組をお願いしています】

(1) 外出・移動

- 住民の皆様には、感染拡大予防のため、不要不急の外出や移動について、自粛を要請します。
- 飲食による感染リスクが高い場面を回避し、その対策の実効性を高めるため、「20時以降」の外出自粛の徹底を、特にお願いします。出勤や通院、散歩など、生活や健康の維持に必要な外出・移動は除かれます。

(2) イベントなどの開催

- 不特定多数が集まるようなイベントは、人と人との接触機会が多いこと、飲食につながる場合が多いことなどから、開催者の皆様には、規模などの要件に沿った開催を要請いたします。人数の上限や、収容率、飲食の制限等が要件となります。

(3) 施設の使用

- 専門家による分析の結果、飲食はマスクを外したりして感染リスクが高く、感染拡大の主な起点であるとされています。
- 飲食店やカラオケボックスなどへ、営業時間の短縮（営業は20時まで、酒類の提供は11時から19時まで）を要請いたします。
- また、遊戯場や大規模な店舗などに対しても、飲食店と同様の働きかけ（営業は20時まで、酒類の提供は11時から19時まで）を行います。また、遊戯場や劇場、映画館などに対しても、人数の上限や、収容率の要件を守るように働きかけを行います。

(4) テレワーク

- 職場への出勤 자체は、自粛要請の対象ではありませんが、対策の実効性を高めるための環境づくりとして、人と人の接触機会を減らすことは大変重要です。そのため、「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務、時差通勤などを、事業者の皆さんにお願いします。また、20時以降の外出自粛のため、事業継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務抑制をお願いします。

(5) 学校等

- 一律の臨時休業（いわゆる一斉休校）は要請しません。保育所や放課後児童クラブなどについても、開所を要請いたします。特に受験シーズンに入っています。入試などは、予定通り実施されます。

基本的生活様式（3密の回避、マスクと手洗い、外出控え）は継続です！

コロナ禍の年末 厚労省 異例の呼びかけ 生活保護は権利です

昨年末の12月25日(金)朝日新聞デジタルに、以下の記事が掲載されています。『コロナ禍で迎える初めての年末年始に生活困窮者の増加が心配されるなか、厚生労働省が「生活保護」の積極的な利用を促す異例の呼びかけを始めた。「生活保護の申請は国民の権利です」「ためらわずにご相談ください」といったメッセージをウェブサイトに掲載し、申請を促している。厚労省は22日から「生活保護を申請したい方へ」と題したページを掲載し、申請を希望する人に最寄りの福祉事務所への相談を呼びかけている。』

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム Google カスタム検索

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働者について 統計情報・白書 所管の法令

ホーム > 政策について > 分野別の政策第一観 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 生活保護・福祉一般分野のトピックス > 生活

生活保護を申請したい方へ

生活保護の申請は国民の権利です。
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

⇒相談先はお住まいの自治体の福祉事務所までご連絡ください。

生活保護とは（木更津市ホームページ 更新日 令和2年8月24日）

私たちの一生の間には、病気やけがで働けなくなったり、高齢のため収入が少なくなったりなど、さまざまな事情から生活費や医療費に困ることがあります。年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る方（世帯）で自分の資産や能力、様々な制度を活用しても生活を維持することができない方（世帯）に対して、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。

詳しくは、木更津市ホームページの「保護のしおり」（令和2年8月3日改訂）をご覧ください。新しいウィンドウで開きます

生活保護の種類（「保護のしおり」から抜粋）

生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給されます。
日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱費等）、アパート等の家賃など、義務教育を受けるために必要な学用品費、医療サービスの費用、介護サービスの費用、出産費用、就労に必要な技能の修得等にかかる費用、葬祭費用

生活保護の手続き

生活保護が受けられるかどうか、受けられるとしたらどの程度なのかは、それぞれの世帯の状況によって異なりますので、ご相談ください。

生活保護を申請できる方は、ご本人もしくは扶養義務者または同居の親族です。申請から調査をして決定まで2週間から1ヶ月程度かかりますので、お早めにご相談ください。

相談窓口：木更津市役所 社会福祉課 生活保護第1係 電話 0438-23-6795
生活保護第2係 電話 0438-23-6794

新型コロナウイルスのワクチン接種計画 今年2月下旬から開始予定

国が想定する新型コロナウイルス ワクチンの接種計画 優先順位

接種体制
確保の時期

1	医療従事者向け 先行接種 約1万人	2月下旬 ~3月上旬
2	医療従事者など 約400万人	3月中
3	65歳以上の高齢者 約3600万人	3月下旬 ~4月上旬
4	基礎疾患がある人 約820万人 高齢者施設の職員ら 約200万人 (ワクチンの (供給量が十分なら) 60~64歳の人 約750万人	4月以降

(厚生労働省の資料などを基に作成)

昨年12月25日(金)の時事通信社ドットコムのニュースサイトに、下記の記事(二重カッコ『』で表示)が掲載されました。左の図もご覧ください。

『厚生労働省は、新型コロナワクチンを優先接種する高齢者の対象を「65歳以上」とする方針を明らかにした。次いで慢性の呼吸器疾患や心臓病、糖尿病、肥満などの「基礎疾患」がある人を優先する。同日の厚生科学審議会の部会で示し、おむね了承された。』

厚労省は、米製薬大手ファイザーが承認申請したワクチンについて、2月までに承認の可否を判断する方針。同省が全国の自治体に示した接種スケジュールによると、最優先されるのは感染者と接する機会の多い医療従事者や救急隊員、保健所職員ら計約400万人で、接種体制を3月中に整える。これに先行する形で、希望する医療従事者約1万人には2月下旬にも接種できるようにする。接種による体調変化の有無などを調べる狙いがある。

重症化しやすい高齢者は医療従事者らに続く位置付けで、3月下旬から4月上旬に接種体制を整える。4番目は高齢者以外で基礎疾患がある人と高齢者施設の職員らで接種は4月以降の見通し。』

川崎市 厚労省と協力し ワクチン集団接種訓練の実施!

1月27日(木)夕刻のNHKニュースより(記事:NHK神奈川News Web) 『政府は来月下旬から、新型コロナウイルスのワクチン接種を始めたいとしている。こうした中、川崎市は厚生労働省と協力し、27日に全国で初めてとなる集団接種を想定した訓練を行い、接種にかかる時間の検証や人の密

集具合の確認が行われた。厚生労働省は得られた結果を、全国の自治体に伝えることにしている。』

発熱相談窓口

発熱などの症状を感じたら、日頃通院している医療機関や「かかりつけ医」に電話で相談してください。相談先に困った場合は、下記の「発熱相談窓口」へ電話連絡してください。

千葉県発熱相談センター

(24時間対応) 電話: 03-6747-8414

夜間の急患: 夜間救急診療所(内科・小児科)

(20時~23時) 電話: 0438-25-6284

救急安心電話相談

(平日・土曜18時~23時、日曜・祝日9時~23時)

電話: 局番なしの #7009

または 03-6735-8305

編集後記

地区民児協の広報誌(季刊)が不定期発行の新型コロナ防止特集号の様相を呈しておりますが、一日も早い発症防止のための新型コロナワクチン接種に期待をいたします。三密を避けマスク・手洗いをお願いいたします。

20号編集担当は、河野早苗、金綱信一、小森繁之、松本正博、嶋崎照美、天摩勝洋(編集責任)です。